

令和2年11月30日	
所 属	介護保険事業担当
所属長	西野 俊哉
電 話	06-6489-6343

生活保護世帯の代理納付にかかる介護保険料督促状の誤発送について

尼崎市は、11月2日に令和2年5期(10月)の介護保険料を代理納付（本人の同意があれば担当のケースワーカーが保護費から介護保険料に振り替えて納める納付方法）にて納めていただいている生活保護受給中の一部の方に対して、11月20日に督促状を誤発送していたしましたのでお知らせします。

ご迷惑をお掛けした皆様に深くお詫び申し上げます。

1 対象者

50名

2 対象金額

123,757円（うち督促手数料額4,500円）（1,196円～3,402円、平均2,475円）

3 経過について

令和2年11月20日 対象者へ督促状を発送
11月24日 市民からの問い合わせがあり、現況確認し事態の把握に至りました。
11月24日以降 対象者の特定及び原因の把握

4 発生原因

生活保護担当課より提供のあった、代理納付の対象者について、介護保険事業担当課にて納付済の登録処理を、誤って、システム検証を行うためのテスト環境で登録していたため、対象者が収納済とならず、これらの対象者に督促状を誤発送してしまいました。

5 対応状況

誤発送した対象者50名に対して、電話にてお詫びを行うとともに、督促状での納付は行わずに破棄していただくようお願いをいたしました。

既に納付が確認された25名（誤納付額59,969円、うち督促手数料額2,250円）については、速やかに還付の手続きを行う説明を行いました。

6 再発防止に向けて

端末ごとに、テスト環境と本番環境を明確に切り分けるとともに、複数職員によるチェック体制を強化し、再発防止に努めます。

以 上